

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.1  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

## 電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する場合の調査票について

皆様の日頃のご活躍に敬意を表しますとともに、当会の諸活動へのご理解とご協力に厚くお礼申し上げます。また、連日の新型コロナウイルス感染拡大防止へのご対応に深謝申し上げます。

ご承知の通り、4月10日発出の厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合、以下の手続きが必要です。

- ①別紙1-2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」を県医療政策課に提出する（提出は任意）。
- ②上記「別紙1-2の調査票」を提出した医療機関は、厚生労働省及び鳥取県庁のHPに公表される（4/24現在、県内で74医療機関が公表中）。
- ③上記「別紙1-2の調査票」の提出・未提出に関係なく、初診から電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、「別紙2-2 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」を県に対して毎月報告を行う。  
（※いずれも提出先は厚生局鳥取事務所ではなく県医療政策課です）

また、「別紙2-2の調査票」の報告期限と提出先は以下の通りです。

**【対象：定期受診患者以外の患者に対して初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関】**

### ■報告期限

毎月第1金曜日までに前月分の実施状況について報告して下さい  
（ただし、4月分に関しては5月7日（木）までに報告して下さい）。

### ■提出先 ※郵送・ファクシミリ・メールのいずれかで提出して下さい。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課  
電話：0857-26-7207 ファクシミリ：0857-21-3048  
E-mail：iryouseisakutantou@pref.tottori.lg.jp

詳細は以下のサイトをご参照下さい。

**【鳥取県庁HP/オンライン診療の実施（医科）】** → <https://www.pref.tottori.lg.jp/291240.htm>

もしくは、開業医会員の先生方に1冊無料でお届けしておりますテキスト「新点数運用Q&A レセプトの記載 2020年4月」の407～437ページにも解説を掲載しておりますので、ご参照いただきますよう宜しくお願い致します。



電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

	基本情報					事務連絡に基づく対応について				
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号	ウェブサイトURL	初診の電話等を用いた診療の実施の有無	再診の電話等を用いた診療の実施の有無	対応診療科	担当医師名	対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名 (複数ある場合は複数、住所も併せて記載)
例	〇〇医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000	<a href="http://www...">http://www...</a>	○	○	内科 小児科	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇病院（東京都〇〇区・・・） 〇〇病院（埼玉県〇〇市・・・）

**【記入事項】**

医療機関名、郵便番号、住所、電話番号、ホームページアドレスに加え、下記の事項を記入する。

- ① **初診の電話等を用いた診療の実施の有無**  
（定期受診患者以外の患者に対して初診から電話等による診療を実施する場合は○を記入、実施しない場合は空欄のままにする）
- ② **再診の電話等を用いた診療の実施の有無**  
（定期受診患者に対して、電話等による診療を実施する場合は○を記入、実施しない場合は空欄のままにする）
- ③ **対応診療科**  
（自院が標榜している診療科の中で電話等による診療を実施する診療科を全て記入する）
- ④ **担当医師名**  
（電話等による診療を行う医師を全て記入する）
- ⑤ **対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名とその住所**  
（自院で対応する場合は自院の医療機関名と住所を記入する）

